条			告 示	解説
	船に対するもの)	,,	•	第9号表の2
の 2 属具名称 舷灯	数量 1 対	摘要  1 全長50メートル以上の船舶にあっては、第1種舷灯とすること。 2 全長50メートル未満の船舶にあっては、第1種舷灯又は第2種舷灯とすること。ただし、全長20メートル未満の船舶にあっては、第1種両色灯1個をもつて代用することができる。 3 平水区域を航行区域とする船舶であって昼間の航行のみに使用するものには、備えることを要しない。		(a) 国際航空海上捜索救助手引書第三巻 は国際海事機関が採択した最新のもの であること。
船尾灯	1個	1 全長50メートル以上の船舶に備えるものは第1種船尾灯、全長50メートル未満の船舶に備える ものは第1種船尾灯又は第2種船尾灯とすること。 2 平水区域を航行区域とする船舶であって昼間の航行のみに使用するものには、備えることを要しない。		(b) 「視認困難船」とは、いかだ、いけ す等のその相当部分が水没しているた め、水上にある部分を常時波が洗う等 により他の船舶から視認が困難なもの
停泊灯	1個(全長50メ ートル以上の船舶 にあっては、2個)	全長 $50$ メートル以上の船舶に備えるものは第 $1$ 種白灯、全長 $50$ メートル未満の船舶に備えるものは第 $1$ 種白灯又は第 $2$ 種白灯とすること。		をいう。 (c) 黒色ひし形形象物の項中、視認困難
紅灯	2個(操縦性能制 限船であって通航 妨害作業に従事す るものにあって は、4個)	1 全長50メートル以上の船舶に備えるものは第1種紅灯、全長50メートル未満の船舶に備えるものは第1種紅灯又は第2種紅灯とすること。 2 湖川のみを航行する船舶であって管海官庁がさしつかえないと認めるものには、備えることを要しない。		船に対し黒色ひし形形象物 2 個を備え 付ける規定は、当該船舶 1 隻のみが引 かれる場合に限り適用する。
黒色球形形象物	3個 (操縦性能制 限船であって通航 妨害作業に従事す るものにあって は、4個)	1 大きさ等について告示で定める要件に適合するものであること。 2 湖川のみを航行する船舶であって管海官庁がさしつかえないと認めるものには、備えることを要しない。		(d) 備考の規定を、ドラコーン(石油その他の貨物を充てんして水上運送の用に供するゴム製の船舶をいう。)に適用するに当たっては、これを特殊な船舶として、備え付ける第1種白灯は規定の
国際信号旗	1組(総トン数1 00トン未満の船 舶及び沿海区域を 航行区域とする船 舶にあっては、N C2旗)	1 平水区域を航行区域とする船舶又は人員をとう載しない船舶であって、次号又は第3号に規定するもの以外のものには、備えることを要しない。 2 沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶又は人員をとう載しない船舶であって、海上交通安全法第7条の規定により信号により行先を表示しなければならないこととされる海域を航行するもの(総トン数100トン以上であって汽笛を備えているものに限る。)には、海上交通安全法施行規則第6条の規定により当該海域において表示しなければならないこととされる国際信号旗(沿海区域を航行区域とする船舶であって人員をとう載するものにあってはN旗及びC旗を除く。)を備えること		数から 1 個を減じて適用して差し支えない。
		3 沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶又は人員をとう載しない船舶であって、海上交通安全法適用海域において海上交通安全法施行規則第11条第1項に規定する危険物の運送に従事するもの(総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上のものに限る。)には、第1代表旗及びB旗を備えること。 4 この項の規定により国際信号旗1組を備えなければならない船舶であって、第2号に規定する海域を航行し、かつ、海上交通安全法適用海域において海上交通安全法施行規則第11条第1項に規定する危険物の運送に従事するもの(総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上であり、かつ、汽笛を備えているものに限る。)には、国際信号旗1組のほか、第2号の規定により備えなければならない国際信号旗であって前号の規定により備えなければならないものを備えなければならない。		
国際海事機関が 採択した国際信 号書	,	沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶、総トン数100トン未満の船舶及び人員をとう載しない船舶には、備えることを要しない。		
国際海事機関が 採択した国際航 空海上捜索救助 手引書第3巻	1 冊	国際航海に従事する総トン数150トン未満の船舶、国際航海に従事しない総トン数500トン未満の船舶、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶及び人員を搭載しない船舶には、備え付けることを要しない。		
白色ひし形形象 物 紅色球形形象物		1 大きさ等について告示で定める要件に適合するものであること。 2 許可工事船以外の船舶には、備えることを要しない。 1 大きさ等について告示で定める要件に適合するものであること。		
白灯	1個	1 人とさずについて日から受けに適百するものとあること。 2 許可工事船以外の船舶には、備えることを要しない。 1 全長50メートル以上の船舶に備えるものは第1種白灯、全長50メートル未満の船舶に備えるものは第1種白灯又は第2種白灯とすること。 2 操縦性能制限船であって通航妨害作業以外の作業に従事するもの(錨泊して当該作業に従事するものに限る。)以外の船舶には、備えることを要しない。		
緑灯	2個	1 全長50メートル以上の操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するものにあっては、第1種 緑灯とすること。 2 前号の船舶以外の船舶にあっては、第1種緑灯又は第2種緑灯とすること。 3 次のイ及びロに掲げる船舶以外の船舶には、備えることを要しない。 イ 操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するもの ロ 許可工事船		
黒色ひし形形象物	1個(他の動力船に引かれる船舶であったそとして困難があるであるで、以下で視して困難であるである、という。)であって当該	2 次のイ及びロに掲げる船舶以外の船舶には、備えることを要しない。 イ 他の動力船に引かれる船舶(最後部の船舶の船尾から当該動力船の船尾までの距離が200メートルを超えるもの及び視認困難船に限る。) ロ 操縦性能制限船		

	船舶の船尾か動の船尾かり動力 を動いた動力に が動いたでのでいる。 が超れたのでのでいる。 が超れたのでのでいる。 が超れたのでは、 が超れたのでは、 が超れたのでは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が			
	って通航妨害作業に従事するものにあっては3個)			
紅色閃光灯	1 個	1 第1種紅色閃光灯とすること。 2 海上交通安全法適用海域において海上交通安全法 施行規則第11条第1項に規定する危険物の 運送に従事する船舶(総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上のものに限 る。) 以外の船舶には、備えることを要しない。		
緑色閃光灯	1 個	1 第2種緑色閃光灯とすること。 2 巨大船以外の船舶には、備えることを要しない。		
黒色円筒形形象 物	2個	1 大きさ等について告示で定める要件に適合するものであること。 2 巨大船以外の船舶には、備えることを要しない。		
船舶の最大幅: にあっては当	が 2 5 メートル! 該船舶に備える賃	俗尾灯の備付けに代えて、第1種白灯2個を備えなければならない。ただし、当該以上である場合にあっては第1種白灯2個を、全長が100メートルを超える場合第1種白灯の間隔が100メートルを超えることとならないようにするために必要なければならない。	合	